

改善計画書

大正大学は、平成 25 年度に公益財団法人大学基準協会による 2 度目の大学評価（認証評価）を受け、大学基準に適合していると認定されました。認定期間は平成 26 年 4 月 1 日より平成 33 年 3 月末日までの 7 年間です。

しかしながら、同協会が公表した「大正大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、7 つの努力課題と 1 つの改善勧告を受けました。

本学では、この評価結果を真摯に受け止め、指摘事項の改善に向けた改善計画を以下の通り策定しました。

努力課題

全学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針が、公的な刊行物、ホームページ等により社会一般へ公表されていないため、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針を明文化し、平成 26 年 8 月に公表しました。

これまで、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー/AP）及び学位授与方針（ディプロマポリシー/DP）については、ホームページ等において明文化された形で社会一般へ公表してきました。しかしながら、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー/CP）については明文化されたものがなく、『履修要項』に掲載されているカリキュラムマップを教育課程の編成・実施方針として公表してきましたが、他のポリシーとの関連性が理解しにくいものとなっていました。

そこで、入学者受け入れ方針及び学位授与方針との関連が理解しやすい教育課程の編成・実施方針を明文化し、平成 26 年 8 月にホームページへ掲載しました。今後は、大学発行の刊行物等においても積極的に公表していきます。

仏教学研究科博士課程後期および人間学研究科博士課程後期において、教育課程の編成・実施方針の中にカリキュラム編成に対する基本的な考え方が含まれておらず、学位授与方針との連関が明らかになっていないため、改善が望まれる。

カリキュラム編成に対する基本的な考え方を検討し、平成26年8月に見直しを行いました。

前項の指摘にもある通り、明文化された教育課程の編成・実施方針が策定されていなかったことが一因と考えられます。そこで、大学院委員会及び教務部が中心となって検討・策定し、平成26年8月に見直しを行いました。

全研究科の博士課程前期（修士課程）・博士課程後期において、学位論文審査基準が明文化されていないため、『大学院履修要項』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう改善が望まれる。

学位論文審査基準を明文化し、平成26年8月にホームページに公表しました。今後は、平成27年度版『大学院履修要項』等において学生へ明示します。

大学院の学位論文審査基準を全学的に明文化したものとしては、「修士論文および研究成果報告書の審査報告書記入について」において、論文の研究史上の意義、問題点・課題点、評価等を明確にするように記しているのみでした。

しかしながら、それぞれの専攻・課程ごとに定められている学位授与方針（ディプロマポリシー/D P）を到達点（修士・博士のレベル）とし、評価項目としては「研究目的と研究方法の整合性」「文献資料等の扱い方と研究手続きの正確さ」「論理性と説得力及び文章力」「先行研究を踏まえた先駆性と独創性」「論旨の構成力と発表力」等を各専攻内の申し合わせで使用しています。

改善対応として、平成26年8月に学位論文審査基準を明文化し、ホームページに公表しました。今後は、平成27年度版『大学院履修要項』等において学生へ明示します。

人間学部において、臨床心理学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.21と高いので、改善が望まれる。

直近の過去5年間において入学者数比率の是正を行いました。今後も、適正な入学者数比率の維持に努めていきます。

臨床心理学科の入学者数比率を是正すべく、平成24年度入学者120名（比率：1.09）、平成25年度入学者120名（比率：1.09）、平成26年度入学者130名（比率：1.18）と入学者数を抑え、直近の過去5年間の平均では1.15に是正されています。

今後も適正な入学者数比率の維持に努めていきます。

文学部歴史学科の編入学定員に対する編入学生数比率が0.67と低いので、改善が望まれる。

入学手続率向上の方策を検討します。

歴史学科の編入学定員は3名であり、平成24年度入試、平成25年度入試ともに3名の合格者がいましたが、実際に入学した学生数はそれぞれの年度で2名でした。このことから、志願者数の拡大と同時に入学手続率の向上をはかるため、手続を行わなかった要因を確認・把握し、手続率向上の方策を検討していきます。

文学研究科博士課程後期において、収容定員に対す在籍学生数比率が0.31と低いので、改善が望まれる。****

在籍学生数比率を是正するため定員変更を行ったうえで、進学指導や研究指導の在り方を検討していきます。

平成26年度より、文学研究科博士課程後期の宗教学専攻、史学専攻、国文学専攻及び比較文化専攻において、入学定員をいずれも3名から2名へ変更しました。

さらに、博士課程前期からの進学について、大学院委員会及び大学院研究科委員会を中心に、進学指導や研究指導の在り方を検討し改善をはかっていきます。

2009（平成21）年3月に法人の「中期マスタープラン」を策定するとともに、キャンパス総合整備計画を決定しているが、資金面では、「要積立額に対する金融資産の充足率」は5年間で半分以下と大きく低下している。財務関係の到達目標も示されていないため、中長期の財政計画を策定し、到達目標を示して改善していくことが必要である。

中長期の財政計画を策定し、積上げの目標金額を設定して、「要積立額に対する金融資産の充足率」の向上を図ります。

本法人では、減価償却累計額に対する金融資産の積上げについては2号基本金ではなく「大学整備引当金」「施設修繕費引当金」としています。平成21年3月に策定された中期マスタープランで掲げたキャンパス整備5ヶ年計画を実施したことによって、「要積立額に対する金融資産の充足率」が5年間で半分以下となっています。これは、老朽化した建物施設を全面的に改築・改修し、教育・研究・学生生活の環境改善を行った結果です。金融資産充足率が減少することを承知しつつ、戦略的取組として位置づけ実施しました。この効果もあって、この5年間で受験者数が倍増（約3,000名→約6,000名）しました。

キャンパス整備5ヶ年計画が完了し所期の目的を達成したため、平成26年3月の理事会において、中長期（10ヶ年）の財政計画を策定し、平成31年度から減価償却額全額を金融資産として積上げる計画を明確にしました。今後は、「要積立額に対する金融資産の充足率」の向上に取り組んでいきます。

キャンパス総合整備計画にかかる支払いが完了する平成30年度までは、債券等での積上げは難しい状況であるため、現預金残高の向上に努めます。具体的な方策としては、新たな寄附金制度の導入等の収入増の施策を図るとともに、経常的な経費の収支について精査し、支出の抑制に取り組んでいきます。

また、上述したように平成31年度以降は、債券等を活用した積極的な積上げを実施する計画です。単年度の減価償却額及び帰属収支差額相当額の合計である年間10億円程度を積上げる計画です。

そして、平成40年度の目標として、要積立予測額約200億円に対し、約130億円の金融資産の確保を目指します。この金額が達成されると、要積立額に対する金融資産の充足率は65%となり、平成24年度と比較して17ポイント改善することになります。

改善勧告

「大正大学自己点検・自己評価規程」では、「自己評価委員会」等により自己点検・評価を行い、これをもとに『大正大学白書』を作成し、公表することが定められているが、規程どおりに自己点検・評価活動を行っていないことは適切でない。また、内部質保証の責任主体として「TSRマネジメント研究機構」を立ち上げているにも関わらず、これに関する規程を設けておらず、「大正大学自己点検・自己評価規程」の改廃も行っていないため、関連規程を整備し、規程に則った検証システムを適切に機能させるよう是正されたい。

平成 26 年度中に「自己点検・自己評価規程」を制定し、TSR の理念に基づく自己点検・自己評価体制を整えます。

平成 21 年 3 月、中期マスタープラン諮問委員会第 2 分科会「教学運営組織改編小委員会」より、これまでの点検・評価体制から TSR 推進委員会をトップとする点検・評価体制へ改革すべきであるとの提言がなされたことから、今後の内部質保証の取り組みについて、同年同月の常任理事会において次のような指示がありました。

- ①平成 21 年 4 月以降は、これまで事務局代表者 10 名で組織する「TSR 研究会」で開発してきた TSR マネジメントシステムを組織的に機能させ、教学運営の PDCA サイクルが実現するよう今後も TSR 研究会を中心として議論を継続すること
- ②教育活動の点検・評価については、教員と学生を対象とした調査活動を継続するため、「教育に関する評価部会」の機能を継続させ、その評価結果を教学運営にフィードバックするための組織として総務会をあてることとし、執行責任は学部においては学部長、大学院においては大学院長（学長）とし、責任主体は学長とすること

これによって当面の間、点検・評価活動は学長を中心とした執行部の責任において行われることとなった。平成 22 年 4 月には事務局運営において、TSR マネジメントシートの活用が開始されました。平成 25 年度には TSR マネジメント研究機構を開設し、教学運営における TSR マネジメントを活用した内部質保証の責任主体と位置付けました。

しかしながら、「教育・研究、管理運営、経営及び社会活動等を総合的に点検・評価する体制の整備が必要であるとの判断」から、平成 26 年 4 月に TSR マネジメント研究機構の組織改編を実施しました。TSR マネジメント推進機構に名称変更したうえで、教職学協働による教育・研究並びに社会貢献活動の先進的実践とその理論的検証及び成果を全学に提供し、TSR マネジメントの推進をはかっていく機構として整備しました。

以上を踏まえて、平成 26 年度中を目途に「自己点検・自己評価規程」を制定し、自己点検・自己評価体制を整備します。これによって、教育・研究、管理運営、経営及び社会活動の各分野において、TSR の理念に基づく総合的な内部質保証の実現が可能になります。